

村上総合病院倫理委員会規定

今日の医療は、「患者様の人権・法律・宗教・医療技術水準・医師の義務」など、多岐に渡る複雑な問題が絡まり、多様化する価値観の中で個々の患者様が望む「最もふさわしい医療」を選択し提供することは容易ではない。

患者様の適応、インフォームドコンセント、及びその適切な倫理性が求められ、個々の医師の価値判断では対処困難な状況となっている。

このような現状から、倫理問題に関する事案の統括的審議機関として院内に「倫理委員会」を設置する。

第1条 名称

本委員会は、村上総合病院（医の）倫理委員会と称す。

第2条 目的

a) 病院内の日常診療及び先進医療における規範の作成と個別倫理問題の対処

病院としての医療に関する倫理上のガイドラインを提示し、患者様、ご家族の理解を得られるようつとめ、日常診療上発生する個々の人権問題にも一層の配慮を加える。

b) 医学研究の倫理問題の審査

当院で行われる医学研究が「ヘルシンキ宣言」に則した計画及び実施がなされるべく、病院としての管理体制を明確にする。

第3条 病院長の役割

a) 病院長は委員会の正副委員長と委員を任命し、各事案について諮詢し、審議を委嘱する。

b) 委員会の審議結果はこれを尊重し、事案の承認ないしその執行を行う。ただし、正当な理由があるときはその理由を明示し、事案の否認及び執行の延期ないし停止することができる。

第4条 委員会の構成

a) 委員長及び委員

委員長 1名

副委員長 1名

院内委員 医師 若干名

その他医療職 若干名

非医療職 若干名

院外委員 2名

b) 委員の任期

委員の任期は1年とし再任を妨げない。（平成14年度は下期6ヶ月とする）

欠員が生じた場合、補欠委員の任期は前任者の任期間とする。

第5条 委員長・副委員長

a) 委員長は委員会を招集し、議長をつとめ審議結果を病院長に答申する。

b) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第6条 委員会の開催

a) 年2回定例会議を開く。緊急事案が生じた場合は臨時会議を開く。

b) 会議は委員の2/3以上の出席及び院外委員の1名以上の出席をもって成立する。

第7条 任務

- 委員会は病院長からの諮問について審議する。
- 医療のあり方について必要事項を調査検討し、ガイドラインの作成を行う。
 - 個別の事案を倫理的立場から検討し、意見を述べ、指針を示す。

第8条 事案の審議

- 審議申請者の資格
 - ガイドライン審議の申請者は特に制限をもうけない。
 - 先端医療、医学研究など個別事案の場合、申請者が委員を兼ねることはできない。
- 審議申請者の出席
委員会は、必要に応じ院内外の参考人の出席を求め、申請内容の説明や意見を求めることが出来る。
- 委員以外の出席
委員会は、必要に応じ院内外の参考人の出席を求め、意見を聞くことが出来る。
- 審議内容の結論とその答申
 - 審議内容の結論は全一致が望ましい。
 - 先進医療、医学研究の適否の判定では「承認もしくは条件付き承認」以外は計画及び実施を否認するものとして答申する。
- 審議内容の公開
 - ガイドラインの審議内容の記録は開示を原則とする。
 - 先端医療、医学研究など個別事案の場合、プライバシーに関わる事項は非公開を原則とする。ただし、委員会が特に公用と認めた場合、申請者及び個人の了承を得た後、審議内容及び結論を公表できるものとする。

第9条 小委員会の設置

委員長は公用と認めた場合、当該事案の検討を行う小委員会を設置し委員を委嘱できる。
小委員会は、調査検討内容を倫理委員会に報告しなければならない。

第10条 審議の申請と判定通知手続き

- 委員会に審議を求める場合、病院長に倫理審査（審議）申請書を提出し、病院長は事案を委員長に諮問する。
- 委員長は、審議終了後速やかに病院長に答申書を提出し、病院長は書面をもって申請者に通知する。

第11条 事務局

委員会の事務局は総務課に置く。

付則

この規定は平成14年10月1日から施行する。